

足利市有施設への自動販売機設置業者募集要領

1 募集施設及び台数

第1回	14 施設	30 台 (第1回募集施設一覧表のとおり)
第2回	18 施設	33 台 (第2回募集施設一覧表のとおり)
第3回	17 施設	28 台 (第3回募集施設一覧表のとおり)
計	49 施設	91 台

2 日程

項目	日程	配布・提出方法
募集要領配布期間	令和元年12月2日(月)～ 令和2年1月14日(火)	契約検査課窓口で配布又は市ホームページからダウンロード
認定業者名簿受付期間 入札参加申請受付期間	令和元年12月12日(木) ～令和2年1月14日(火)	持参又は郵送 (当日消印有効)
質問受付期間	令和元年12月2日(月)～ 令和元年12月19日(木)	電話連絡の上、FAXにて送信
質問回答最終日	令和元年12月25日(水)	市ホームページにて随時公開
入札日 第1回 第2回 第3回	令和2年1月29日(水) 令和2年1月30日(木) 令和2年1月31日(金)	持参に限る 午前の部：午前9時30分～ 午後の部：午後1時30分～ 生涯学習センター101会議室
落札後の契約締結及び 行政財産借受申込書の 提出期間	別途指定の日 (土日祝日を除く)	契約検査課に持参
貸付開始日	令和2年4月1日(水)	

3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 足利市の「令和2・3年度物品購入・業務委託認定業者名簿」(以下「認定業者名簿」という。)の業種区分「K5自動販売機設置」に登録される見込みの者であること。

上記認定業者名簿の受付期間内に、資格審査申請書を足利市契約検査課あてに提出すること。

- (2) 公告日現在において、足利市内(市有施設に限らない)に2年以上自動販売機の設置実績があり、引き続き2台以上設置実績がある業者であること。(「No.76 あしかがフラワーパーク駅前広場 駅階段東」は除く)
- (3) 公告日から開札日までの間において、足利市競争入札参加者指名停止要領(平成22年4月1日実施)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 前年度及び当該年度に自己の都合により足利市との自動販売機に係る市有財産賃貸

借契約を解除して自動販売機を撤去した者でないこと。

(5) 足利市内に本店を有する法人、又は足利市内に住所を有する個人は、すべての物件に参加することができる。

(6) 足利市内に営業所等を有する業者、又は足利市外の業者については、募集施設一覧表において、地域要件が「無」の物件に参加することができる。

なお、市内に本店を有しない法人が募集施設一覧表において、地域要件が「有」の物件に参加を希望する場合は、市内の小売店と提携し、市内小売店の申請で参加することができる。

(7) その他、別紙募集施設一覧表に定める要件を満たしていること。

4 設置条件等

(1) 販売商品の種類等

ア 種類

酒類（ノンアルコール飲料を含む）を除く飲料とする。

ただし、「No.47 緑化センター：センター屋外③」、「No.83 五十部運動公園：中央トイレ東③」はアイスクリームとし、「No.76 あしかがフラワーパーク駅前広場」は荷物預かり用のコインロッカーを併設することとする。

イ 販売価格

標準販売価格(定価)以下とする。

(2) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間・更新なし）

(3) 貸付面積

募集施設一覧表に記載のとおり

貸付面積には、放熱余地及び回収箱の設置部分を含む。

(4) 規格等

ア ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載した自動販売機設置に努めること。

イ 設置に当たっては、日本自動販売機工業会作成の「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。なお、設置方法について、事前に施設管理者と協議すること。

ウ 紙幣の改刷又は新硬貨の製造が行われた場合には、新紙幣及び新硬貨への対応に努めること。

エ 「募集施設一覧表」において、災害対応「有り」とされている物件にあつては「災害対応型自動販売機」とし、災害発生時に契約に基づく条件で、足利市が飲料の提供を要請した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

オ 取出し口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインの機器を設置することについて、極力導入に努めること。

(5) 費用負担

ア 電気料

- ・自動販売機の電気料は設置業者の負担とする。
- ・設置業者の負担で自ら個別メーターを設置する。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従うものとする。
- ・各施設の電気料単価を基礎として使用電気料を算出し、四半期（4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～3月）毎に年4回に分けて納入する。電気事業者や電気料単価の変更等があった場合は、それに伴い電気料も増減する。

イ 設置費及び維持費

- ・自動販売機の設置及び維持管理にかかる費用は、設置業者の負担とする。

ウ 原状回復費

- ・貸付期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置業者の負担とする。

(6) 維持管理

ア 原則として自動販売機1台に1個の割合で、販売商品に応じた回収箱を設置し、空き缶等が散乱することのないよう、設置業者の責任で適切に回収、処分すること。
なお、販売商品に応じてごみ分別の必要が生じる場合、又は複数台設置の場合の回収箱設置等、施設の状況に応じて管理者の指示に従うこと。

イ 自動販売機の商品補充、金銭管理等については、設置業者が行うこと。

ウ 商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

エ 商品補充、つり銭補充、空き缶等の搬出の時間帯については、施設管理者と協議すること。

オ 足利市の責によることが明らかな場合を除き、盗難や破損事故等に関して、足利市は一切の責任を負わない。

カ 自動販売機が破損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用については設置業者の負担とする。

キ その他保守業務を随時行って維持管理に努めるほか、故障その他のクレーム発生時には、設置者の責任において即時対応すること。

(7) 売上げ金額の報告

毎月の売り上げを翌月10日（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）までに、設置箇所ごとの売上個数、売上金額及びカウンター値について売上報告書により報告をするものとする。

売上報告書には、自動販売機等から出力された帳票を添付すること。

(8) 貸付料

貸付料は、毎月報告された当該自動販売機の毎月の総売上金額（税込）（※1）に提案貸付料率を乗じたものに別途消費税相当額を加算した額（ただし1円未満の端数があるときは切捨て）とする。

（※1…No.76「あしかがフラワーパーク駅前広場」については、自動販売機3台とコインロッカーの合計金額とする。）

なお、支払いは四半期（4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～3月）毎に年4回の後払いとし、指定の期日までに納入するものとする。

また、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、貸付料に相当額を加減して納入するものとする。

(9) その他

契約期間中は、誠意をもって契約を継続すること。

(10) その他特記事項

上記の一般的事項以外の事項については、「募集施設一覧表」を仕様書とするので、募集施設一覧表に記載のとおりとする。

5 認定業者名簿の受付及び入札参加申請の受付

入札に参加を希望する者は、認定業者名簿申請及び入札参加申請書の提出を下記の方法により行うこと。

(1) 提出期間

令和元年12月12日（木）～令和2年1月14日（火）（当日消印有効）

(2) 提出場所

〒326-0816 足利市本城三丁目2145番地
足利市役所 総務部 契約検査課（本庁舎4階）

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、「足利市の休日を定める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までとする（正午から午後1時を除く）。

(4) 提出書類及び要領

	提出書類	備考
1	認定業者名簿申請書一式	要領及び申請書については、足利市ホームページからダウンロード又は契約検査課事務室にて配布 その他必要書類については、要領を確認の上、提出すること
2	入札参加申請書	足利市ホームページからダウンロード 又は契約検査課事務室にて配布
3	入札参加箇所一覧表	
4	設置しようとする自動販売機のカatalog	

(5) 注意事項

郵送の場合は、封筒に「物品委託定期受付・入札参加申請書（自動販売機）」とし、一般書留・簡易書留・特定記録郵便・レターパックのいずれかの方法で郵送とすること。

（各種受領証を保管すること）

持参の場合は、窓口で受領し受領証を発行します。

審査は後日行い、内容に不備等ある場合は補正のお願いをすることがあります。

6 入札参加資格の確認等

上記の入札参加申請書の提出時に参加資格の有無を確認し、参加資格のある者に対しては、入札参加資格確認通知書を郵送により交付する。

当該参加資格確認通知書の交付後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 質問及び回答

(1) 提出期限

令和元年 12 月 19 日 (木)

市の休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出方法

事前に電話連絡の上、質問書（足利市様式）にて、契約検査課へ FAX にて送信する。
質問書の配布については、足利市ホームページからダウンロードとする。

電話：0284-20-2119 FAX：0284-22-0550

(3) 回答方法

令和元年 12 月 25 日 (水) までに、市のホームページに順次掲載するとともに、契約検査課事務室にて閲覧できるものとする。

なお、電話等での個別の回答は行わない。

8 入札の日時及び会場

入札は、下記の 3 回に分けて行う。

	入札日	時間	会場	備考
第 1 回	令和 2 年 1 月 29 日 (水)	各回とも午前の部、 午後の部に分けて行 う。 午前の部： 午前 9 時 30 分～ 午後の部： 午後 1 時 30 分～	足利市 生涯学習 センター 101 会議室 (住所) 足利市相生 町 1-1	第 1 回募集施設一覧 表のとおり 午前の部No.1～12 午後の部No.13～30
第 2 回	令和 2 年 1 月 30 日 (木)			第 2 回募集施設一覧 表のとおり 午前の部No.31～44 午後の部No.45～63
第 3 回	令和 2 年 1 月 31 日 (金)			第 3 回募集施設一覧 表のとおり 午前の部No.64～73 午後の部No.74～91

9 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、1 物件ごとに行う。

(2) 入札回数

入札回数は、1 物件につき、1 回とする。

(3) 入札書に記載する率

入札書には、貸付期間中の毎月の売上金額に対する「提案貸付料率」を小数点以下**第1位**まで記載することとする。

(4) 予定貸付料率

事前公表とする。(募集施設一覧表のとおり)

(5) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

委任状は回ごとに提出することとする。

(6) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え及び撤回することはできない。

イ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

ウ 入札を公平に執行できないおそれがあるなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

10 入札の辞退

入札を希望しなくなった場合は、入札辞退届を提出することにより参加しないことができる。

(1) 提出方法

郵送又は持参

なお、入札当日の落札状況により、当該入札開始前に口頭での申し出により参加しないことができる。

(2) 提出先

〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地

足利市役所 総務部 契約検査課

(本庁舎4 階)

(3) 郵送する封筒には、次の事項を記載するものとする。

ア 表面に記載する事項

- ・ 辞退届在中
- ・ 開札年月日
- ・ 自動販売機設置業者の選定

イ 裏面に記載する事項

- ・差出人の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号及びFAX番号

(4) 辞退の届には、次の事項を記載するものとする。

(辞退届はホームページからのダウンロードとする)

- ・辞退する物件の「物件番号」、「設置施設名」、「設置場所」
- ・辞退理由
- ・辞退する物件が複数ある場合は、別紙のとおりとし、「入札参加資格確認通知書に添付した「別紙入札参加箇所」をコピーし参加希望箇所、物件番号を二重線で消して表示したものを添付すること。

(5) 提出した辞退届は、撤回することができない。

11 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が行った入札
- イ 同一の入札について2人以上の代理をした者が行った入札
- ウ 同一の入札について他の入札者の代理をした者が行った入札
- エ 同一の入札について同一の入札者が2通以上行った入札
- オ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- カ 入札書に記載した率を訂正した入札及び入札書に記名押印をしないで行った入札
- キ 無権代理人が行った入札
- ク 他の入札者の代理人又は数人が共同して行った入札
- ケ 入札書に記載した物件番号、設置施設名、設置場所については、募集施設一覧表と相違があるときは、**物件番号を優先**する
- コ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした者が行った入札
- サ その他、入札に関する条件に違反して行った入札

(2) 失格

- ア 入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。
- イ 入札書に記載の貸付率が**予定貸付料率**を下回る場合は失格とする。

12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 落札者の決定方法

市が定める予定貸付料率以上で最高の率をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札者となるべき同率の入札者が2者以上になった場合は、即時くじにより落札者を決定する。

14 落札後の手続

落札者には、行政財産借受申込書及び市有財産賃貸借契約書（案）を郵送により交付する。

落札者は、行政財産借受申込書及び市有財産賃貸借契約書を指定する日までに契約検査課に提出し、契約を締結する。

落札者から上記期日までに契約書が提出されない場合には、当該落札は効力を失う。

なお、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者としての決定を取り消したときは、当該落札者の次に高額の提案貸付料率を示した者と随意契約交渉を行うものとする。

また、落札者都合で契約を締結しないとき、又は同一の者が複数の物件の落札者となり、一部物件の契約を辞退したときには、当該年度及び翌年度において、足利市における自動販売機の入札に参加することができない。

15 現在設置済自動販売機との調整

現在の自動販売機を設置している業者が、当該設置場所の落札者となり、引き続き設置が決定した場合で、災害対応自動販売機等の仕様変更がなく、現行仕様の自動販売機の設置が可能な場合は、現在の自動販売機を引き続き設置することを可とする。

16 問い合わせ先

足利市 総務部 契約検査課 契約担当

電話 0284 (20) 2119

FAX 0284 (20) 0550